

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：13501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730828

研究課題名(和文) 学校の暴力防止・克服プログラムの開発と実践に関する研究 - ドイツの取り組みを中心に

研究課題名(英文) A Study of Development and Praxis of Programm for Intervention and Prevention of Violence at School in Germany

研究代表者

高橋 英児 (TAKAHASHI, Eiji)

山梨大学・総合研究部・准教授

研究者番号：40324173

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：近年、ポスト産業資本主義国家においては、学校における子どものいじめや暴力行為などの問題行動に対する予防教育の必要性が高まっており、様々な予防教育プログラムが各国で開発されている。ドイツの取り組みは、これまで我が国において十分に紹介されてきていないが、地域性、学校段階(初等教育・中等教育)、子どもの発達の問題と対応させながら、多様な予防教育の取り組みを各州が独自に展開してきている。本研究では、このようなドイツの予防教育のプログラムの開発と実施状況の動向調査を行い、ドイツの取り組みの特徴とともに、いじめ・暴力行為の予防・克服のための効果的な教育プログラムの開発のための視点を検討した。

研究成果の概要(英文)：Recently capitalistic countries need the education for intervention and prevention of violence and bullying at school and have developed many kinds of programs. In Germany, every state has developed various programs of such education independently corresponding on each local situation, school stages and development of children and so on. This study investigate development and practice of educational programs for prevention of violence in Germany and analyze characteristic points of the concept of the program to obtain some viewpoints for developing the effective programs for intervention and prevention of violence and bullying at school.

研究分野：教育方法学

キーワード：予防教育 暴力 問題行動 学校

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、我が国に限らず、ポスト産業資本主義国家においては、「学校における暴力」が共通の克服課題となっていた。とりわけ、日本では、1990年代半ば以降から2000年代にかけて社会問題となった児童生徒の「新しい荒れ」と呼ばれる問題行動や少年凶悪犯罪事件、また2000年以降、再び社会問題化したいじめ問題に対応する形で、従来の生徒指導を見直し、新たな体制づくりが展開され、学校における暴力問題への対応もその中で取り組まれてきていた。

(1) 2000年代初頭の状況

日本においては、2004年の長崎の小学生同級生殺傷事件を契機に始まった児童生徒の暴力行為を中心とした問題行動の原因の究明と効果的な対策・指導方針についての提言がなされてきた。文部科学省「児童生徒の問題行動対策重点プログラム」(2004年)および「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム」(2005年)では、従来から取り組まれてきた心の教育や情報モラル教育、人間関係の指導の他に、規範意識の指導に重点が置かれており、ゼロ・トレランス方式などアメリカの研究と実践が参照されていた。また、国立教育政策研究所内「発達過程研究会」『「突発性攻撃的行動および衝動」を示す子どもの発達過程に関する研究』(2002年)情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会「情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会報告書」(2005年)では、児童生徒の発達環境と暴力行為の関係に注目し、その暴力行為の背景・要因を明らかにすることが追究されていた。

これら2000年代初頭の一連の研究・対策等を通して、児童生徒の規範意識の醸成(「毅然とした粘り強い指導」など)とそのための児童生徒理解(心や行動の実態の把握)、関係機関との連携強化を基軸とした生徒指導体制が確立されることとなった。

(2) 2000年代半ば以降の状況

その後、2006年に再び社会問題化した「いじめ」問題も受けて、児童生徒の問題行動に対する生徒指導体制のさらなる強化が追求され、国立教育政策研究所生徒指導研究センター『規範意識をはぐくむ生徒指導体制』(2008年)および『学校と関係機関等との連携』(2011年)や文科省『生徒指導提要』(2010年)として具体的な形で示された。

さらに2010年には、文部科学省は、児童生徒の暴力行為への実効的な対応による学習環境の改善が、不登校やいじめといった暴力行為以外の児童生徒の問題行動等の改善にも資することを期待して、「暴力のない学校づくり研究会」を立ち上げることとなる。同研究会は、その成果を「暴力行為のない学校づくりについて(報告書)」(2011年)にま

とめるが、そこでは、児童生徒の暴力行為への実効的な対応(即時的な対応、予防的な対応、予後的な対応)という視点から、早期発見・早期対応のための指導に重点が置いた提案(教師の子ども理解、教師-子ども関係の構築を基軸に据えながら、従来から取り組まれてきた心の教育や情報モラル教育、人間関係の指導の他に、規範意識の指導など)を行っている。

これら2000年半ばから2010年前後の児童生徒の暴力問題やいじめ問題への対策の特徴は、児童生徒の問題行動に対して、対処療法的な取り組みにとどまるのではなく、未然防止に力点を置いている点である。特に、日常的な指導だけでなく、望ましい成長・発達を保障するための環境づくりも視野に入れるなど総合的な視点からの「予防」に重点が置かれ、学校内及び学校以外の機関との連携も含めた指導体制のあり方が提起されるようになった。

(3) 研究開始当初の課題

しかし、これらの取り組みにもかかわらず、2011年には再びいじめ問題が社会問題化し、2013年に「いじめ防止対策推進法」が策定される事態にまで進んでしまう。

このように、児童生徒の暴力問題への対応は依然として喫緊の課題として社会的には意識されており、児童生徒の暴力予防に向けた裾野の広い研究および実践の蓄積が課題になっていた。特に、日本においては、児童生徒の暴力行為・いじめ問題の予防のための効果的な各種のプログラムの開発と組織化、特に、学校が抱える地域的背景、子どもたちの生活背景、子どもたちの発達段階等のさまざまな要因を考慮に入れたバラエティのある効果的な予防教育プログラムの開発が課題となっていた。

その課題に対する手がかりとして、これまでは、英米系の研究と実践が主に注目されたが、それに比べてヨーロッパ圏の研究と実践の知見はあまり紹介されていない状況が当時はあり、国外のより多くの研究と実践からの知見に基づきながら、暴力予防教育プログラムを開発することが求められていた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、ドイツにおける暴力防止・克服のための教育プログラムの開発と実施状況の動向調査を行い、日本の暴力防止・克服のための教育プログラムの開発への知見を得ることにあつた。特に、学校や子どもの地域的・文化的特性、および発達段階に即した初等中等学校の暴力防止プログラムの開発のための理論的枠組みとプログラムの全体構造を構築するための手がかりを提供することを目的としていた。

なぜなら、第一に、ドイツにおいて、「暴

力予防」は重要な課題として認識され、連邦政府・州政府、学校、関係機関などが一体となって、社会的な問題も視野に入れながら、様々な形態の暴力（いじめも含む）を予防するための様々な取り組みを行い、一定の理論的・実践的な蓄積があるからである。事実、ドイツでは、学校を舞台とした凶悪殺人事件の発生を受けて、暴力予防教育の構想を見直し、新たな枠組みに基づいて、学校以外の関係機関の連携・支援も位置づけながら、総合的な予防教育を展開する動きや、子どもたち（親たち）が学校や地域・社会に参加していくプログラムの開発を志向する動きが当時見られつつあった。

第二に、各地域・各学校レベルでのそれぞれの課題や特性（例えば移民が多い、貧困問題が深刻である、など）に応じ、地域や学校の裁量を認めながら、初等教育段階から中等教育段階にわたる多種多様な暴力予防・防止教育のプログラムが開発・実施されてきているからである。ドイツでは、我が国で報告されている以上の暴力予防・防止教育のプログラムが存在している。

第三に、それにもかかわらず、海外の暴力予防・防止プログラムの研究はこれまで主に英米系が中心でドイツをはじめとするヨーロッパ圏の研究が少ないままであり、ドイツに動向は部分的なプログラムの紹介レベルにとどまっていた、ということも挙げられる。

以上の理由から、地域性、学校段階（初等教育・中等教育）、子どもの発達の問題と対応させた多様な暴力防止のプログラムがあるドイツの動向を明らかにすることは、学校や子どもの地域的・文化的特性、および発達段階に即した我が国の暴力予防・防止教育のプログラム開発を進めていく上で、重要な知見が得られると考えた。

（２）具体的には、工業都市、商業都市を擁し、2009年に起きた学校での大量殺人事件を契機に暴力予防・防止教育構想を改めたバーデン・ビュルテンベルグ州や、その他、調査協力を得られるいくつかの州（ザクセン州、バイエルン州など）を中心に初等・中等教育での暴力予防・防止プログラムの実態と成果を調査対象とすることとした。その際、州レベルの暴力予防・防止プログラムの構想と地域レベルの暴力予防・防止プログラムなどの関係、初等教育と中等教育の暴力予防・防止のプログラムの具体的な取り組みの調査、各プログラムの評価とプログラムを成功／失敗に導いていると思われる要因の分析、の4点について、文献調査および現地調査と関係者への聞き取り調査を通して明らかにすること主眼を置いていた。そして、最終的には、これらの検討を基に、ドイツと日本の暴力予防・防止教育のプログラムを比較し、効果的な暴力予防・防止教育構想とプログラムの開発のための視点についての考察を進めることであった。

3. 研究の方法

本研究では、国内外の文献調査およびインターネット等による情報収集と、現地での聞き取り調査および観察調査を軸に、主に以下の3点についての検討を行った。

（１）暴力予防・防止教育が必要とされる背景の検討

第一に、青少年の暴力問題のドイツ全体の特徴と傾向についての検討を行った。その際、以下の2点を中心に行った。

ドイツの先行研究と調査を検討し、学校での暴力が社会問題化した経緯を明らかにした。特に、2000年初頭に発生した学校を舞台とした大量殺人事件以降の連邦及び州レベルの暴力防止のための施策の動向について、大量殺人事件が起きたバーデン＝ビュルテンベルグ州などに焦点を当てて明らかにした。

ドイツでの青少年暴力の実態に関する量的調査（犯罪統計や学校での暴力事件の統計など）やその他の調査および先行研究の議論を検討し、学校での暴力の具体的な行為とその実態などドイツの現状を明らかにした。

（２）暴力予防・防止教育の構想・具体的プログラムとその実施体制

第二に、暴力予防・防止教育の構想やプログラムの開発を支える理念や理論的枠組みと、それらに基づいて具体化されている構想・具体的なプログラムについての調査を行った。以下の3点を中心に行った。

青少年の暴力の背景や要因についての議論を検討し、ドイツでの暴力予防・防止教育の構想および具体的なプログラムの開発において重視されている視点を抽出した。

バーデン＝ビュルテンベルグ州および調査協力が得られた州（バイエルン州、ザクセン州、ニーダーザクセン州）の関係者、また地域、学校の関係者に対する現地調査等を行い、州レベルおよび地域・学校レベルの暴力予防・防止のための教育構想および具体的なプログラムの事例を収集した。特に、バーデン＝ビュルテンベルグ州による暴力予防・防止のための教育構想“stark. stärker. WIR.”の基本理念と構成および特徴について検討した。

州レベルの構想と地域・学校レベルの暴力予防・防止プログラムなどの関係、関係機関の連携も含めた暴力予防・防止教育の実施体制について関係者に聞き取り調査を行った。

（３）暴力予防・防止教育の実際とその効果

第三に、現地での参与観察と関係者への聞き取り調査を行い、暴力予防・防止教育の実際と効果について検討した。なお、現地調査にあたっては、藤井啓之教授（愛知教育大学）、清永修全准教授（東亜大学）の協力（同行及び資料収集の補助等）をいただいた。現地での

は、Schwaebisch Gmuend 教育大学および Friedrich-Alexander 大 学 Erlangen-Nürnberg の Schnaitmann 博士、Ludwigsburg 教育大学の Dines 教授、Freiburg 教育大学の Bittlingmayer 博士、Oldenburg 大学の Hanna Kiper 教授、Leipzig 大学の Drinck 教授らの協力をいただいた。

バーデン=ビュルテンベルグ州では、州の文科省および州刑事省、アーレン市近郊・シュトゥットガルト市近郊・フライブルグ市の警察署や教育事務所、初等・中等学校を訪問し、関係者（校長・教師、ソーシャルワーカー、生徒、保護者）などに、地域や学校の実態、暴力予防・防止教育の効果などについての聞き取り調査を行った。また、各学校の取り組み（ソーシャルスキル・トレーニングやワークショップ、学級会など）を観察した。そして、観察に基づいた分析と関係者の評価をもとに、暴力予防・防止教育のプログラムの評価とプログラムの成否を左右すると思われる要因についての考察を行った。なお、その他の州（バイエルン州、ザクセン州、ニーダーザクセン州）においては、関係者への聞き取り調査あるいは学校の取り組みの参観のいずれかを中心に行った。

これまでの研究結果を踏まえ、日本における暴力予防・防止教育のプログラムと比較し、効果的な暴力予防・防止教育構想とプログラムの開発のための視点についての考察を進めた。

4. 研究成果

(1) ドイツにおいて学校での暴力の問題が社会問題化し、学校での暴力に関する調査が盛んに行われ対策が講じられるようになるのは、1990年代以降であった。1990年に連邦政府による青少年の暴力に関する調査や、大手マスメディアによる深刻な学校での暴力のケースの報道などを通して、極右主義の青少年暴力や学校での生徒の攻撃性の問題に関心が集まり、学校における暴力の増加が意識され、課題とされるようになっていた。

しかし、ドイツでの学校の暴力の問題が転機を迎えるのは、2002年のエアフルト（テューリンゲン州）で起こった19歳の元ギムナジウム（退学）の生徒による大量殺人事件（生徒2人をはじめ死者16名）を皮切りにいくつかの地域で発生した学校を舞台とした凶悪殺人事件“Amok(-lauf)”（アモック、凶暴性精神錯乱）あるいは“School shooting”であった。連邦レベルでは、2002年のエアフルトの事件を受けて、各州首相会議（MPK）が2003年7月に、暴力と暴力賛美の追放のための全社会的な同盟を高度な政治的レベルで支援することを決定し、連邦レベルで暴力予防のための調査・研究がなされている。

このように、学校を舞台とした凶悪殺人事件によって、暴力予防・防止教育の更なる取

り組みの必要性が意識され、連邦レベルあるいはドイツ全土にわたるプロジェクトにとどまらず、16州全てにおいて、何らかの形で暴力予防・防止教育の取り組みが展開されてきている。

(2) しかし、こうした暴力予防・防止教育が展開される一方で、ドイツでは、学校での暴力も含めた青少年の暴力問題が実際に増加・深刻化しているのかという点については、常に議論の対象ともなってきた。

ドイツの青少年の暴力に関しては、連邦内務省による統計調査「警察犯罪統計」、学校での暴力に関しては、身体的な暴力のみのデータではあるが、ドイツ法定労災保険組合（DGUV）の児童生徒の学校事故に関する調査、といった統計的な調査があり、その他にも各種機関が行っている質問紙調査やインタビューなどの質的調査などもある。

これらの青少年暴力の実態に関する統計調査やその他の調査およびドイツでの議論を検討した結果、1990年代から2000年代にかけて青少年の暴力犯罪の著しい増加が報告されながらも、青少年暴力が増加し深刻化しているという見解に関しては否定される傾向が強いことを明らかにした。これは、青少年の暴力に対する社会的関心の高まりとそれに基づいた通報行為の増加によって、かえって統計が高くなる傾向があることが指摘されているためである。

このように、ドイツでは、学校での少年による凶悪殺人事件によって、青少年暴力及び学校における暴力の問題に対する社会的関心が高まり、各州の政策へ影響を与えているという状況が推測され、我が国の状況とも類似していることが示唆された。

(3) 一方、学校での「暴力」についても、青少年暴力の全体的な傾向が裏付けられるかどうかを検証した。

ドイツでは、学校での「暴力」を、対象（他者、器物などの物）に対する物理的（身体的）侵害行為と心理的（主として言葉による）侵害行為を両軸にして、身体への攻撃、恐喝・脅迫、武器の所持、性的な嫌がらせ、ヴァンダリズム（器物等の破壊）、罵倒、社会的な排除、からかい・あざけり・怒らせる、言葉による・言葉によらない挑発などの具体的な行為を幅広く捉えようとしている。しかし、これらの具体的な暴力行為に関する公的な統計調査（日本の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）は存在しておらず、DGUVによる児童生徒の学校事故に関する調査の中の暴力に起因する事故（日本の調査でいうと生徒間暴力や対人暴力に近い暴力行為）の統計データが、学校で起きた暴力行為の客観的な統計データとしてしばしば利用されている。

DGUVの調査データは、このような制約はあるが、1990年から2010年にかけての学校で

の暴力に起因する事故の変化を概観し、発生件数、児童生徒数 1000 人あたりの発生率などを詳細に検討した結果、学校種ごとに差はあるものの、長期的に見れば学校での暴力事故は減少傾向にあることを明らかにした。そして、ドイツでの青少年暴力は増加・深刻化はしていないという見方は、学校においても同様であることを明らかにした。

(4) 学校での暴力行為の背景や要因を検討した研究や議論を検討し、ドイツでは、学校種による暴力行為の頻度の問題から、暴力行為を起こす子どもたちの社会的背景および環境に注目がなされている点を特徴として見いだした。また、学校のあり方の問題をはじめ、子どもたちの置かれた社会的関係(地域、家族、ピア・グループなど)の問題、社会経済的な状態の問題など、社会的背景や環境など幅広い要因から暴力の問題を捉えようとする傾向にあることを明らかにした。その結果、ドイツの暴力予防・防止教育は、社会的な要因に注目することで、学校教育以外の領域にもわたりながら予防のための措置が構想される傾向を持つことを明らかにした。

また、ドイツではこのように幅広い要因に注目するとともに、重視する要因によって依拠する理論も異なり、予防・防止教育のバリエーションも幅広く存在することも明らかにした。主に、個人の暴力表出の内面的なプロセスに注目し、ストレスを緩和したり感情をコントロールするなどのスキルの獲得に力点を置くタイプ(心理学的な理論に依拠) 暴力の表出を招く社会的条件(生活環境、文化的環境など)の影響に注目し、個人を取り巻く環境要因(特に、生活、文化)の改善などによる社会な統合に力点を置くタイプ(社会学理論に依拠) 個人と社会との相互的な関係に注目しており、個人と社会それぞれの変容と両者の関係の改善をつなぐことに力点が置くタイプ(を統合するもの)に分けられる。なお、近年は、子ども・青少年のスキルやコンピテンシーの獲得とともに、多様な社会的な支援(対家族も含む)を暴力予防のための措置として位置づける の統合的な試みに注目が集まっている。

(5) バーデン=ビュルテンベルグ州および調査協力が得られた州(バイエルン州、ザクセン州、ニーダーザクセン州)の関係者、また地域、学校の関係者に対する現地調査等では、州レベルおよび地域・学校レベルの暴力予防・防止のための教育構想および具体的なプログラムの事例を収集し、実施体制等について調査を行った。以下では、バーデン=ビュルテンベルグ州の事例を中心に報告を行う。

バーデン=ビュルテンベルグ州は、1990年代の学校における暴力調査のころから暴力予防・防止教育に関心を持ち、様々な暴力予

防・防止プロジェクトやプログラムなどが専門家達によって自発的に開発されてきていた。しかし、これらの多様なプロジェクトやプログラムを一貫したテーマのもとに置くことへの要望が高まり、防止連絡事務所の管轄下で、2009年にそれらが構造的に整理された。

しかし、同州では、2009年にヴィネンデンで19歳の元実科学校の少年が自分の通っていた実科学校等で起こした大量殺人事件(生徒9名・教師3名を含む15名を殺害)を契機として、州として広範な防止プログラムが、2012年にstark.staerker.WIR.として体系化されることになった。この構想では、スウェーデンの心理学者、ダン・オルウェウスの理論に依拠しながら、学校、学級、生徒(個人)という3つの水準で予防・防止に取り組むこと、暴力防止、中毒防止、健康促進の3つを体系的に追求し、具体的な取り組みを全体構造の中に位置づけ、生活コンピテンシー・行動コンピテンシーの獲得と練習を行うこと、問題行動への早期対応ではなく、ユニバーサルな防止(予防)に重点を置き、全ての子どもに対する予防教育へと構造化してきていること、欠陥志向からリソース志向に転換し、子どもの中にあるレジリエンス(復元力)に依拠して困難を克服することに重点があること、学校外の関係機関とも連携をしながら総合的に進める構想であること、などを明らかにした。

また、地域は、この州による全体構想を参照しつつも、地域の教育事務所や関係部署を中心に、地域独自の取り組みを行っていることを明らかにした。例えば、同州のオストアルプ郡は、郡知事のイニシアチブで2000年9月に予防のための連絡事務所を開設し、地域独自で暴力予防・防止教育に取り組んでいる。この連絡事務所は、元々少年裁判所の保護観察官であり、ソーシャルワーカーが中心となって、郡内での青少年の暴力及び犯罪予防・防止のためのプロジェクトのコーディネートや企画実施を進め、組織することに力を注いでいる。また、様々な機関や他の課で取り組んでいる性暴力や中毒問題のプロジェクトと密接に連携を取りながらプロジェクトを進めている。郡内の各学校も、この連絡事務所とコンタクトを取りながら、学校の課題に応じて、必要なプロジェクトやプログラムを選択し、取り組んでいる。

このような地域および学校の取り組みが可能となるように、州および地域の行政は、様々な取り組みの成果と課題を整理して参照できるように積極的な情報提供を行ったり、人的支援、物的支援を行ったりして、各学校がそれぞれの事情やリソースに応じて、関係諸機関や保護者と連携した取り組みが行えるように条件整備に力点を置いていることを明らかにした。

(6) ドイツの暴力予防・防止教育のプログ

ラムの評価に関しては、当事者の聞き取り調査を中心に行ったが、当事者からは肯定的な評価を多く聞いた。このような主観的な評価に関してはさらに詳細な検討が必要であるが、効果をあげているプログラムに共通する点として、以下の点を見いだせる。

第一に、子どもたちが、学校・教室の風土など自らを取り巻く環境や文化を改善したり、創造したりしていく活動を位置づけ、暴力行為へと駆り立てる構造的暴力に対抗する世界を学校・教室の中から築き上げていく試みとなっている点である。調査した学校では、学校会などで学級の問題を話し合い解決するという自治的活動だけでなく、授業づくり・学校づくりへの児童生徒の「関与・参加」が積極的に位置づけられていた。

第二に、他者とのコミュニケーションや問題を平和的に解決するためのスキルは、上記のような活動を通して獲得するよう構想されており、同時に、自尊感情の獲得や自己の有用性の実感も位置づけられている点である。

第三に、予防のための取り組みが、子ども同士、子どもと大人、大人と大人の協同的な取り組みという形で重層的に展開されている点である。これは、学校内の子どもたちと教師の組織、教師達の組織、学校と関係機関の組織によって、様々なプログラムやプロジェクトが展開されているところに現れている。

(7)以上見てきたように、ドイツの暴力予防・防止教育は、暴力行為に駆り立てる関係や環境から子どもたちを解放し、自己・他者と共に平和的に生きる世界を創造しようとする意志や希望を育むという視点があり、我が国の暴力予防・防止教育をさらに発展させていく上で示唆的であると考えられる。しかし、主として報告したバーデン＝ビュルテンベルグ州の事例にとどまらず、調査対象となったそれ以外の州や未調査の州も含めて、州レベルや地域レベルの事例をさらに収集・分析し、ドイツの状況をさらに詳細に検討していくことが課題として残った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

高橋英児、ドイツの暴力予防教育に関する動向研究(1) - ドイツにおける子ども・若者の暴力の現状と暴力予防教育の研究・実践動向を中心に -、『教育実践学研究』(山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究紀要) 第20巻、pp.143-158、2015年(2014年度) 査読無

〔学会発表〕(計1件)

高橋英児、藤井啓之、ドイツの暴力防止教育に関する動向研究、日本生活指導学会第31回大会、和歌山大学(和歌山県・和歌山市)、2013年9月8日

〔その他〕

ホームページ等

教育実践学研究(センター研究紀要)No.20
(2015年3月31日発行)

http://www.cer.yamanashi.ac.jp/web_up_file/centerkenkyukiyou/edu_no20/index.html

6. 研究組織

(1)研究代表者

高橋 英児 (TAKAHASHI, Eiji)

山梨大学、総合研究部、准教授

研究者番号：40324173

(2)研究分担者

該当なし